

# 国民健康保険 保険証の一斉更新について

## 保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が令和2年7月31日で満了となるため、8月以降は使用できなくなります。7月中に新しい保険証を送付しますので、8月から新しい保険証をご使用ください。

### 有効期限

新しい保険証の有効期限は、令和3年7月31日までです。次の要件に該当する方はご注意ください。

①令和3年7月31日までに75歳になる方（後期高齢者医療制度の適用となる方）

有効期限は、誕生日の前日

※有効期限が切れる前に後期高齢者医療の保険証を送付します。

②令和3年7月1日までに70歳になる方

有効期限は、誕生月の月末（1日が誕生日の場合は前月の末日）

※有効期限が切れる前に保険証兼高齢受給者証を送付します。

※有効期限が令和2年7月31日と記載されている保険証等は、8月1日以降にハサミ等で裁断し破棄してください。

問合せ 健康福祉課国保・介護グループ ☎ ㊟ 7072

## マイナンバー通知カード（紙製のカード）の廃止について

法の改正により、通知カードは令和2年5月25日付で廃止となりました。

廃止後は、以下の手続きが出来ませんのでご注意ください。

- ・新規発行及び再交付
- ・住所、氏名などの記載事項の変更

なお、通知カードが廃止になっても、通知カードの記載事項（住所、氏名等）が住民票の記載と一致している場合は、マイナンバー（個人番号）を証明する書類として引き続きご利用いただけます。

出生等で新たにマイナンバーが付番される方には、「個人番号通知書」が郵送されますが「個人番号通知書」はマイナンバーを通知するもので、マイナンバーを証明する書類としては使用できません。

通知カードの住所等の記載事項に変更があった方、5月25日以後、新たにマイナンバーが付番された方がマイナンバーを証明する場合には、マイナンバーカードの提示またはマイナンバー入りの住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書の提出が必要となります。

## マイナンバーカード（個人番号カード）を作りませんか

住所等に変更があって、通知カードの記載事項の変更手続きが済んでいなかった方、通知カードを紛失してマイナンバー（個人番号）を証明する書類が無いという方、この機会にマイナンバーカードを作りませんか。

マイナンバーカードは、マイナンバーを証明する書類としての利用のほか、本人確認のための身分証明書としても利用することができます。また、国が実施する「消費活性化策」のマイナポイント（キャッシュレス決済サービスで買い物に使えるポイント）の予約にも使用するため、カードの取得をご希望の方は、早めの申請をお勧めします。

※マイナンバーカード・マイナポイントの取得方法等はお問い合わせください。

問合せ 税務住民課住民生活グループ（総合庁舎） ☎ ㊟ 2940

住民サービス課住民サービスグループ（総合支所） ☎ ㊟ 2411